

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年3月11日	令和8年3月25日	平野区の令和6年度ひらの区民モニターアンケート https://www.city.osaka.lg.jp/hiranocmsfiles/contents/0000530/530853/R6kum_inmonitakekka.pdf 及び令和7年度ひらの区民モニターアンケート https://www.city.osaka.lg.jp/hiranocmsfiles/contents/0000530/530853/R7kum_inmonitakekka.pdf について、 1.これらの区民アンケートの結果をどのように使用しているのかが分かる文書を公開してください。 2.これらの区民アンケートの結果を1.で公開される文書で使用される用途に使用できるとする理論的根拠が記載された文書を公開してください。	不存在		平野区	政策推進課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年3月19日	令和8年3月31日	生活保護法第61条の解釈に「生活保護法の解釈と運用」を利用して公文書がないとした理由がわかるもの	不存在		平野区	生活支援課
令和8年3月27日	令和8年4月10日	平野区の不存在決定(令和8年3月25日付大平政第206号)の不存在理由には次のとおり記載されています。 ----- ひらの区民モニターアンケートの結果について、当区において区政運営の見直しや改善の参考資料としているが、「区民アンケートの結果をどのように使用しているのかが分かる文書」については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ひらの区民モニターアンケートの結果について、当区において区政運営の見直しや改善の参考資料としているが、上記のアンケートの結果を参考資料として「使用できるとする理論的根拠が記載された文書」については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ----- この不存在理由は「ひらの区民モニターアンケートの結果」と「区政運営の見直しや改善」の間に因果関係があると認識していることが前提となっています。この認識の根拠が示され文書を公開してください。 「区政運営の見直しや改善の参考資料としている」のであれば、どのようなデータをどのように参考とするのかについて記載された文書が通常作成されるはずであり、これは文書不存在の理由にはなっていません。 改めて特定してください。 また、参考資料とする以上、参考とするにたりのデータであるという認識が前提にあるのであり、そのように認識する根拠がないはずはありません。 これも改めて特定してください。 なお、この不存在決定の理由は単に「そもそも作成または取得しておらず、実際に存在しない」としか書かれておらず、大阪市の「情報公開条例解釈、運用の手引き」において「なぜ作成または取得していないのか」も記載しなければならないという要求に反するものです。また、最高裁判例(最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決(警視庁情報非開示決定処分取消請求事件))に照らしても不十分な理由付記であることは明白であり、手続き的瑕疵のある行政処分です。 不存在だというのであれば、適切な不存在理由を付して決定を行ってください。 さらに、平野区は市民局の照会に対して次の回答を行っています。 ----- 区政に関する区民アンケート及びSNSアンケートで、「区の特性・実情と「わが区」に親和性が高いSDGsゴール」にかかる認知度の把握を行ったが低い数値となったことから、ひらの区民モニターアンケートやSNSアンケートの広報媒体にかかる設問などを参考に、周知方法を改善し、区民のSDGsへの理解を深めるために活用する。 当区では、今後、地域活動協議会や広報事業の改善を検討するため、区政会議や区民モニターアンケートなどを展開し、調査を行う予定であるが、その際に、区民アンケートの設問の結果についても、当事業を改善するためのひとつとして、参考データを使用したり、確認するなどして、活用する予定である。 ----- 1. 「区政に関する区民アンケート及びSNSアンケート」で「「区の特性・実情と「わが区」に親和性が高いSDGsゴール」にかかる認知度の把握」ができるとする根拠が示された文書を公開してください。 2. 「ひらの区民モニターアンケートやSNSアンケートの広報媒体にかかる設問」を参考にすれば「周知方法を改善し、区民のSDGsへの理解を深める」ことができるとする根拠が示された文書を公開してください。 3. 「区民モニターアンケートなどを展開し、調査を行」えば、「地域活動協議会や広報事業の改善を検討する」ことができるとする根拠が示された文書を公開してください。 4. 「区民アンケートの設問の結果」が「当事業を改善するためのひとつとして、参考データを使用したり、確認するなどして、活用する」ことができるとする根拠が示された文書を公開してください。	不存在	号	平野区	政策推進課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年3月27日	令和8年4月10日	平野区の令和6年度ひらの区民モニターアンケート https://www.city.osaka.lg.jp/hirano/cmsfiles/contents/0000530/530853/R6kuminmonitakekka.pdf には、このアンケートの目的として「区政運営の一層の充実を図るため、区民の皆様の多様なご意見やニーズを把握すること」と記載されています。 また、令和7年度ひらの区民モニターアンケート https://www.city.osaka.lg.jp/hirano/cmsfiles/contents/0000530/530853/R7kuminmonitakekka.pdf には、このアンケートの目的として「今後の施策に役立てるため、区民の皆さまから評価やご意見をいただくこと」と記載されています。 しかし、同時にこれらアンケート結果報告書には次の記載があります。本アンケート結果はあくまで回答者における回答状況を集計したものであり、区民全体の状況を表すものではありません。 区民アンケートの実施目的と「区民全体の状況を表すもの」ではないとの記載は目的と手段の合理的関連性が成立しない限り、明白に矛盾するものです。 この矛盾を両立させるためには、行政内部において「区民全体を代表しない(区民全体の状況を表すものではない)回答結果であっても、上記の目的を達成できる」と判断した根拠文書が存在するはずです。 つきましては、以下の文書の公開を求めます。 1. 「区民の皆様の多様なご意見やニーズを把握」できると判断した根拠が記載されている文書 (1) 回答者が区民全体を代表しないにもかかわらず、「多様な意見・ニーズを把握できる」と判断した根拠 (2) その判断を裏付ける内部検討資料、会議録、分析資料、決裁文書等 2. 「区政運営の一層の充実を図ることができる」と判断した根拠が記載されている文書 (1) 回答者の偏りを認識したうえで、「区政運営の充実に資する」と判断した根拠 (2) その判断を裏付ける内部資料一式 3. 「今後の施策に役立てることができる」と判断した根拠が記載されている文書 (1) 区民全体を代表しないデータを施策に活用できると判断した根拠 (2) その因果関係を示す内部検討資料、会議録、決裁文書等 4. 「区民の皆さまから評価やご意見をいただく」ことができると判断した根拠が記載されている文書 (1) 回答者が区民全体を代表しないにもかかわらず、「区民の評価、意見を把握できる」と判断した根拠 (2) その判断を裏付ける内部資料一式 これらアンケートの実施目的が達成できていることが確認できる文書です。 請求対象文書が存在しないのであれば、 (1) アンケートの目的が達成されていないにもかかわらず実施している (2) 目的と手段の合理的関連性が欠如している (3) 行政裁量の逸脱・濫用に該当する (4) ひいては地方財政法第4条（最少の経費で最大の効果）に違反することになります。 したがって、目的達成の合理性を裏付ける文書の公開を求めます。	不存在	号	平野区	政策推進課